

東京外国語大学学部での兼任部局等 教員の卒業研究に関連する授業科目 担当に関する要項

〔平成24年 1月25日〕
規 則 第109号

改正 平成27年 5月13日規則第99号

平成31年 3月12日規則第91号

(趣旨)

第1条 この要項は、東京外国語大学における教育組織の編成に関する規程（平成24年規則第68号）第6条第1項に定める兼任部局等の教員が、新たに言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下、「学部」という。）で開講される卒業研究に関連する授業科目（以下、「科目」という。）を担当する場合の細目について定めるものとする。

(資格審査)

第2条 兼任部局等の教員が、新たに学部で科目を担当する場合には、当該学部教授会で資格審査の上、担当させることができる。

第3条 前条に定める資格審査は次のとおりとする。

- (1) 学部長は、当該学部教授会にて当該学部教授会構成員（ただし、兼任教員を除く。）3名による審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会は、当該学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者の可否について、審査を行う。
- (3) 前項の審査結果について、当該学部教授会で審議を行い、承認される場合には科目を担当することができる。

(兼任)

第4条 前条により科目を担当することとなった教員は、東京外国語大学における教育組織の編成に関する規程第2条別表1に定める学部の教育組織を兼任するものとする。

(雑則)

第5条 この要項の改正は、学部教授会の議を経なければならない。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。